

○内閣府令第三十七号

特定商品等の預託等取引契約に関する法律の規定に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十五年六月三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

特定商品等の預託等取引契約に関する法律の規定に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める内閣府令の一部を改正する内閣府令

特定商品等の預託等取引契約に関する法律の規定に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明

書の様式を定める内閣府令（昭和六十一年通商産業省令第一号）の一部を次のように改正する。
農林水産省
運輸省

別記様式の表中「職名」を「官職」に改める。

附 則

この府令は、公布の日から施行する。